畜産農家のみなさまへ エナラ 本の *辛 エ

死亡家畜の適正処理について

福島県生活環境部産業廃棄物課

畜産業から排出される動物の死体は 産業廃棄物 です。

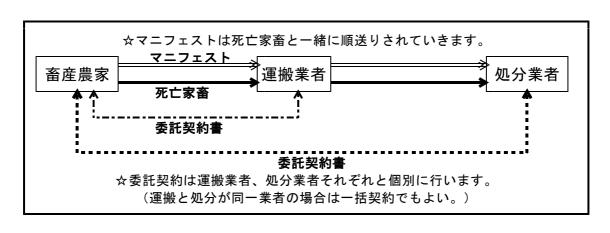
産業廃棄物である死亡家畜は、原則として、廃棄物処理法に基づき適正に処理しなければなりません。

1 死亡家畜の処理について

- (1) 死亡家畜は、みだりに焼いたり埋めたりして処分することはできません。
- (2) 死亡家畜の処理(運搬や処分のこと。処分には再生処理も含みます。)を業者に委託する場合は、原則として廃棄物処理法に基づく許可を有する処理業者に委託しなければなりません。
- (3) 死亡牛のみを扱っている運搬業者や、化製場において死亡牛のみの処分を行っている業者に、死亡牛の処理を委託する場合は、それらの業者が廃棄物処理 法の許可を有していなくても委託できます。
- ※家畜伝染病により死亡した家畜の処理に対しては、廃棄物処理法は適用されません。家畜伝染病予防法の規定に従ってください。

2 委託契約及び産業廃棄物管理票について

- (1) 死亡家畜の処理を業者に委託する場合は、書面により委託契約を締結しなければなりません。
- (2) 死亡家畜を業者に引き渡す時には、排出者である畜産農家が産業廃棄物管理票(マニフェスト)を用意し、業者に対して発行しなければなりません。 ※マニフェスト用紙は、(社)福島県産業廃棄物協会(TEL024-524-1953)で販売しています。
- (3) 委託契約及びマニフェストは、家畜伝染病予防法の規定により死亡家畜を処理する場合を除いて、すべての場合で必要です。
- ※契約書やマニフェストなどについての問い合わせ先は、裏面のとおりです。



問い合わせ先

機関名	住 所	電話番号	管轄する地域
県北地方振興局	〒960-8065		福島市 二本松市
環境課	福島市杉妻町5-75	024-521-7539	伊達市 本宮市
			伊達郡 安達郡
県中地方振興局	〒963-8540		須賀川市 田村市
環境課	郡山市麓山一丁目1-1	024-935-1502	岩瀬郡 石川郡
			田村郡
県南地方振興局	〒961-0971		白河市 西白河郡
環境課	白河市昭和町269	0248-23-1420	東白川郡
会津地方振興局	〒965-8501		会津若松市
環境課	会津若松市追手町7-5	0242-29-3908	喜多方市 耶麻郡
			河沼郡 大沼郡
南会津地方振興局	〒967-0004		
県民環境課	南会津郡南会津町	0241-62-2062	南会津郡
	田島字根小屋甲4277-1		
相双地方振興局	〒975-0031		相馬市 南相馬市
環境課	南相馬市原町区錦町	0244-26-1237	双葉郡 相馬郡
	一丁目30		
郡山市	〒963-8601		
廃棄物対策課	郡山市朝日一丁目23-7	024-924-3171	郡山市
いわき市	〒970-8686		
廃棄物対策課	いわき市平字梅本21	0246-22-7604	いわき市

[☆] 産業廃棄物の排出者は、毎年4月1日から1年間のマニフェストの交付状況を、その翌年の6月30日までに県(郡山市、いわき市においては各市)に報告しなければなりません。

報告先は、上記のとおりです。